

常陸太田市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

茨城県が新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のために行った休業要請又は営業時間短縮要請に応じ、市内に有する事業所や店舗等の休業又は営業時間短縮を行った事業者に対して、施設の維持やその後の円滑な再開に向けた経済活動の支援をするため、茨城県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（以下「県協力金」という。）への上乗せ支給を行います。

1. 支給対象者

協力金の支給対象者は、以下の全てに該当する方となります。

- ① 市内に県の要請に応じて休業等を行った事業所や店舗等を有し、県協力金の交付決定を受けた方
- ② 市税等に滞納がない方
- ③ 反社会的勢力と関係がない方

2. 支給額

協力金の支給額は、1事業者あたり10万円となります。

3. 申請手続き等について

申請書類を下記の宛先まで郵送により提出ください。

提出先：〒313-8611

常陸太田市金井町3690番地

常陸太田市役所 商工観光部 商工振興・企業誘致課 宛て

電話0294-72-3111（内線621・622）

【申請書類について】

交付申請書兼請求書（様式第1号）に以下の必要書類を添えて提出ください。

- ① 県協力金の交付決定通知書の写し 又は 県協力金が入金されたことが確認できる通帳のページの写し
- ② 県協力金の交付申請の際に提出した資料のうち
 - ア 事業活動を証する書面の写し（確定申告書の写し等）
 - イ 休業又は営業時間短縮したことがわかる書面の写し（休業等を告知した店頭ポスターの写し等）
- ③ 協力金の振込先の通帳等の写し
- ④ その他 必要に応じて別途資料の提出を求めることがあります。

4. 受付期間

令和2年5月11日（月）から9月30日（水）まで（当日消印有効）

5. 申請書入手方法

(1) 常陸太田市ホームページからのダウンロード（以下の URL に掲載しています。）

URL : <http://www.city.hitachiota.ibaraki.jp/page/page006201.html>

(2) 書面による配布

配布時間：平日 午前8時30分から午後5時15分まで

配布場所：市役所本庁2階 商工振興・企業誘致課

市役所各支所窓口

常陸太田市商工会

6. その他

(1) 申請書類を受理した後、内容を審査の上、適正と認められるときは協力を支給します。
支給する旨決定した時は、後日、支給に関する通知を送付いたします。

(2) 協力金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合、本協力金の支給決定を取り消し、協力金の返還及び加算金を求めることがあります。